

令和2年5月27日

大阪市立中学校教育研究会会則改定案 新旧対照表

まも	旧	新
第5条 2	市内を行政区で分け、第1ブロックから <u>第8ブロックの8ブロックをおく。</u> また各ブロックに、ブロック委員長・会計をおく。所在地はそれぞれの学校に定める。	市内を行政区で分け、第1ブロックから <u>第4ブロックの4ブロックをおく。</u> また各ブロックに、ブロック委員長・ <u>ブロック副委員長</u> ・会計をおく。所在地はそれぞれの学校に定める。
第10条	評議員会は本部役員、各研究部長、各ブロック委員長をもって構成し、会長が招集する。 評議員会は本会の運営上の重要事項について審議する。	評議員会は本部役員、各研究部長、各ブロック委員長・ <u>各ブロック副委員長</u> をもって構成し、会長が招集する。 評議員会は本会の運営上の重要事項について審議する。
第18条 1	各研究部につぎの役員および専門委員をおく。 1. 部長1名、副部長2~3名、会計1名 専門委員、各ブロックに <u>3名程度</u>	各研究部につぎの役員および専門委員をおく。 1. 部長1名、副部長2~3名、会計1名 専門委員、各ブロックに <u>3名以上</u>
第20条	本部役員、各研究部、各ブロック役員ならびに専門委員の任期は1期2年とし、再選を妨げない。 2. 原則として連続3期を超えて同一役職あるいは同一研究部専門委員となることはできない。研究部長はこの限りでない。 3. 欠員を生じたときは補充し、補充したものの任期は前任者の残存期間とする。転任等によりブロック毎の専門委員に過不足を生じた場合は、この限りではない。	<u>本部役員および各研究部、各ブロック役員、専門委員の任期を次のとおりとする。</u> 1. 本部役員、各研究部、各ブロック役員ならびに専門委員の任期は1期2年とし、再選を妨げない。 2. 原則として連続3期を超えて同一役職あるいは同一研究部専門委員となることはできない。研究部長はこの限りでない。 3. 欠員を生じたときは補充し、補充したものの任期は前任者の残存期間とする。転任等によりブロック毎の専門委員に過不足を生じた場合は、この限りではない。
第22条	本会の資金は会費、その他の収入をもってあてる。 会員の会費は年額 <u>600円</u> とする。	本会の資金は会費、その他の収入をもってあてる。 会員の会費は年額 <u>500円</u> とする。